

議案第48号

西脇市立学校条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月30日

西脇市長 片山象三

(理由)

令和5年3月31日をもって、西脇市立しばざくら幼稚園を閉園するため。

西脇市立学校条例の一部を改正する条例

西脇市立学校条例（平成17年西脇市条例第 149号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|-----------------|----|--|-----|--|--|------|--|---|-------|----|----|--|-----|--|-----|--------------|-----------------|
| <p>(設置) 第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、同法第1条に定める小学校及び中学校（以下「学校」という。）を設置する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の種類</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削る)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 学校の種類 | 名称 | 位置 | | (略) | | | (削る) | | <p>(設置) 第1条 本市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、同法第1条に定める小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校」という。）を設置する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の種類</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幼稚園</td> <td>西脇市立しばざくら幼稚園</td> <td>西脇市和田町 688番地の47</td> </tr> </tbody> </table> | 学校の種類 | 名称 | 位置 | | (略) | | 幼稚園 | 西脇市立しばざくら幼稚園 | 西脇市和田町 688番地の47 |
| 学校の種類 | 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (削る) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校の種類 | 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 幼稚園 | 西脇市立しばざくら幼稚園 | 西脇市和田町 688番地の47 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(西脇市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)
- 西脇市立幼稚園保育料徴収条例（平成27年西脇市条例第23号）は、廃止する。
(西脇市職員定数条例の一部改正)
- 西脇市職員定数条例（平成17年西脇市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、次に掲げる各事務部局又は機関に常時勤務する者をいう。ただし、市長、副市長及び教育長並びに臨時的に任用される者を除く。 (1) (略) (2) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局</p> | <p>(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、次に掲げる各事務部局又は機関に常時勤務する者をいう。ただし、市長、副市長及び教育長並びに臨時的に任用される者を除く。 (1) (略) (2) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校、幼稚園その他の教育機関の事務部局</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(3) (略) 2 (略) (定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局の職員 70人 (8) (略) 2 (略)</p> | <p>(3) (略) 2 (略) (定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校、幼稚園その他の教育機関の事務部局の職員 70人 (8) (略) 2 (略)</p> |
|--|--|

(西脇市立学校施設目的外利用条例の一部改正)

- 4 西脇市立学校施設目的外利用条例（平成17年西脇市条例第150号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(利用許可) 第4条 学校施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該校長の承認を得て、教育委員会に申請し、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、校庭の利用については、教育委員会規則の定めるところにより、当該校長に専決させることができる。 (利用許可の取消し等) 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。 (1)・(2) (略) (3) この条例又は教育委員会若しくは校長の指示に違反したとき。 (4) (略) 2 (略)</p> | <p>(利用許可) 第4条 学校施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、当該校長の承認を得て、教育委員会に申請し、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、校庭の利用については、教育委員会規則の定めるところにより、当該校長に専決させることができる。 (利用許可の取消し等) 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。 (1)・(2) (略) (3) この条例又は教育委員会若しくは校長の指示に違反したとき。 (4) (略) 2 (略)</p> |

(西脇市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 5 西脇市子ども・子育て会議条例（平成25年西脇市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(委員及び専門委員) 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。 (1)～(7) (略) 2・3 (略) 4 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> | <p>(委員及び専門委員) 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。 (1)～(7) (略) 2・3 (略) 4 専門委員は、専門の事項に関し十分な知識又は経験を有する者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、<u>解囑</u>されるものとする。</p> <p>(西脇市こどもプラザ運営委員会条例の一部改正)</p> <p>6 西脇市こどもプラザ運営委員会条例（平成28年西脇市条例第5号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p> | <p>5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、<u>解任</u>され、又は<u>解囑</u>されるものとする。</p> |
| <p>(委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が<u>委囑</u>する。 (1)～(5) (略)</p> <p>(西脇市教育振興基本計画策定会議条例の一部改正)</p> <p>7 西脇市教育振興基本計画策定会議条例（平成30年西脇市条例第4号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p> | <p>(委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が<u>任命</u>し、又は<u>委囑</u>する。 (1)～(5) (略)</p> |
| <p>(委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が<u>委囑</u>する。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、<u>解囑</u>されるものとする。</p> | <p>(委員) 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、教育委員会が<u>任命</u>し、又は<u>委囑</u>する。 (1)～(5) (略)</p> <p>2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、<u>解任</u>し、又は<u>解囑</u>されるものとする。</p> |